

■ 意 見 書 ■

情報通信基盤の整備促進に関する意見書

平成30年12月18日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

情報通信基盤は、あらゆる社会・経済活動を支えるインフラとして、また、国民生活に不可欠なライフラインとして、電気、水道などと同じく重要な役割を果たしており、地方創生に向けて地域産業の振興や移住・定住の促進、安心して暮らせる地域づくりを推進していく上で、欠かすことのできないものとなっている。

当県は、過疎地域や離島等の条件不利地域を多く有し、これらの地域では、民間主導による光ファイバ等超高速プロードバンド基盤の整備が進まず、当県の平成29年3月末の固定系超高速プロードバンドの整備率は、全国平均99.0%に対して、86.5%であり全国最下位となっている。

民間主導により整備が進まない状況では、市町村主導により整備を行うこととなるが、整備費や維持管理費など財政的な負担が大きく、台風等の自然災害により光ファイバ等の情報通信基盤が被災した場合の復旧に要する費用も大きな負担となっている。

よって、国におかれでは、生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、災害に強く安心して快適に生活できる社会の実現のため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

上記のとおり発議する。

平成30年12月18日

鹿児島県議会企画観光建設委員長 堀口文治

- 1 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎地域や離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないよう、光ファイバ等の超高速プロードバンド基盤の整備を促進するための十分な支援策を講じること。
- 2 地方公共団体が整備した情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新・災害復旧等に対する支援策を拡充すること。
- 3 ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバ等の超高速プロードバンド基盤の整備・維持管理も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。